

住民と議会との意思疎通の充実（傍聴者への発言機会の付与）

長崎県小値賀町議会 ～模擬公聴会～

○ 基本情報

- ・ 人口(令和2年国調) 2,288人
- ・ 議員(令和4年4月1日現在) 7人

○ 取組の概要

定例会における一般質問後に、議会を休憩としたうえで、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。

- ・ 町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
- ・ 一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
- ・ 質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答(意見・質問や回答は議事録には載らない)。
- ・ 規則等の改正は行わず、運用により実施。



(実際の様子)

○ 契機

- ・ 「議会と語ろう会」(各種団体やグループなどを対象に、テーマを定めて議会とディスカッションを行う取組)において、要望があったもの。

○ 近年の開催実績

	開催回数	延べ傍聴者数	延べ発言者数
R元年度	3	87	8
R2年度	3	50	3
R3年度	4	72	11

※コロナ禍においては、傍聴席の数を減らし入場制限を実施。
また、別室を準備し、モニターでの視聴も行った。

○ 取組の効果等

- ・ 町民からは「議会が、傍聴したり意見を聞くだけの場でなく、自分の意見・感想を発言できる場となり、また、傍聴してみたい気持ちになる」との意見があった。「開かれた議会」の実現に向けた取組が浸透してきたと感じている。
- ・ 発言者・傍聴者が固定化される傾向にあるが、平成29年12月から小学6年生の議会傍聴が始まり、令和3年12月の模擬公聴会で小学生の発言がある等、若年層への浸透も進んできている。

○ 地方自治法(抄)

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。